さんご漁業の許可又は起業の認可の基準

(趣旨)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第57条第1項の農林水産 省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下、「規則」 という。)第4条に規定する漁業(高知県の海面で操業するものに限る。以下同じ。)の許 可又は起業の認可(以下「許可等」という。)について、行政手続法(平成5年法律第88 号)第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、漁業の許可等について必要な 事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、規則第4条第1項第3号に規定するさんご漁業のうち、宝石さんご (一般にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられているものをい う。以下同じ。)を漁獲目的とする深海さんご漁業に適用する。

(許可等をしない場合)

- 第3条 規則第9条に規定する許可等をしない場合の具体的な内容については、次のとおりとする。
 - (1)規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次のいずれかに該当する場合とすること。
 - ア 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとすること。
 - イ暴力団員等であること。
 - ウ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用 人のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるものであること。
 - エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - オ 使用する船舶等が次の基準を満たさないこと。
 - (ア)漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶
 - (イ) 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶
 - (2) 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に 至るおそれがある場合」は、正当な理由なく同一の者に対し、同一の漁業種類について 同時に2以上許可することとなる場合とすること。

(許可等の基準)

第4条 規則第11条第7項に記載する許可等をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数 を超えた場合の許可等をする者の基準は、次条に規定する優先順位のとおりとし、優先順 位が高い者の申請から優先して許可等を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項に定めるところにより、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

(優先順位)

第5条 申請のうち、当該漁業の許可等を受けている者が当該漁業の許可の有効期間の満 了日の到来のため改めてした申請があるときは、その申請者に対して、他の申請者に優先 して許可等をするものとする。

その他の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げる海域別にそれぞれ3点とし、別表1及び2に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。

- (1) 室戸岬周辺の海域で操業する場合
 - ア 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合及び芸東サンゴ船船主組合 から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者
 - イ 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者
 - ウ 当該漁業の経営又は従事の経験がある者
- (2) 足摺岬周辺の海域で操業する場合
 - ア 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合及び高知県サンゴ西部連絡 協議会から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者
 - イ 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者
 - ウ 当該漁業の経営又は従事の経験がある者

なお、イ及びウについては当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末 日を基準日とする。

(資料の追徴)

第6条 県は、規則第11条第7項に記載する許可等をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合は、速やかにその旨及び第5条に示す優先順位を決定するに必要な資料を追加で提出することができる期間について公示するものとする。

別表1 室戸岬周辺の海域で操業する場合

| 優先順位 | ア 地域漁業の維持・ 発展に資する者として、漁業協同組合及 び芸東サンゴ船船主 組合から推薦が得られ、当該推薦が適当 であると知事が認め た者 | イ 漁業関係法令及 び労働関係法令違 反が過去5年間な い者 | ウ 当該漁業の経 営又は従事の経 験がある者 | その他の勘案事項 |
|------|--|---|------------------------------|--|
| 1 | 0 | 0 | 0 | _ |
| 2 | 0 | 0 | × | _ |
| 3 | | × | 0 | 注1 同一の順位者 が複数人いる場合 は、規則第10条に 基づく処分の基準に 定める漁業に関する 法令及び労働に関す る法令の違反に係る 累積の合計点数の低 い者を優先すること とする。 |
| 4 | × | 0 | 0 | _ |
| 5 | 0 | × | × | 上記注1と同様 |
| 6 | × | 0 | × | _ |
| 7 | × | × | 0 | 上記注1と同様 |
| 8 | × | × | × | 上記注1と同様 |

[※]アからウまでの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

別表2 足摺岬周辺の海域で操業する場合

| 優先順位 | ア 地域漁業の維持・ 発展に資する者として、漁業協同組合及 で高知県サンゴ西部 連絡協議会から推薦 が得られ、当該推薦 が適当であると知事 が認めた者 | イ 漁業関係法令及 び労働関係法令違 反が過去5年間な い者 | ウ 当該漁業の経 営又は従事の経 験がある者 | その他の勘案事項 |
|------|---|---|------------------------------|--|
| 1 | 0 | 0 | 0 | _ |
| 2 | 0 | 0 | × | _ |
| 3 | | × | 0 | 注1 同一の順位者 が複数人いる場合 は、規則第10条に 基づく処分の基準に 定める漁業に関する 法令及び労働に関す る法令の違反に係る 累積の合計点数の低 い者を優先すること とする。 |
| 4 | × | 0 | 0 | _ |
| 5 | 0 | × | × | 上記注1と同様 |
| 6 | × | 0 | X | _ |
| 7 | × | × | 0 | 上記注1と同様 |
| 8 | × | × | × | 上記注1と同様 |

※アからウのまで要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年1月18日から施行する。

さんご漁業許可に関する推薦書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和○年○月○日に公示されたさんご漁業について、許可申請を行っている○○氏について、 下記項目に記載のとおり、地域漁業の維持・発展に資する者として推薦します。

記

1 推薦する者

住所:

氏名:

- 2 漁業者所得の向上について
 - 例) ○○氏は現在○○漁業を営んでいるが、現在申請しているさんご漁業と複合的な操業を図ることで、○○氏の漁業所得の向上が見込まれる。
- 3 地域水産業への波及効果について
 - 例) ○○氏は○○地区を代表する中核的な漁業者であり、現在申請しているさんご漁業に新規 着業することにより、漁獲物の○○の生産や流通販売が促進され、地域水産業の活性化に繋 がることが見込まれる。
- 4 着業への準備行為について
 - 例)○○氏は自船及び当漁業に必要な漁具を既に所有しており、(当さんご漁業に必要な漁具を 購入するための資金を既に有しているため)許可を受けた場合、早急な着業が可能である。
- 5 その他
 - 例) ○○氏は令和○年○月に新規就業したものであり、将来の地域水産業を発展のためにも当 許可漁業が必要な者である。